

物価高対応子育て応援手当 Q & A

【対象児童】

Q1. 国外にいる児童は対象になるの？

A. 令和7年9月30日時点で住民票が日本にない児童は、応援手当の対象となりません。
ただし、海外留学中で児童手当の対象児童は、応援手当の対象となります。

Q2. 国外に転出した児童は対象になるの？

A. 令和7年9月分の児童手当の対象児童が、令和7年9月30日以降に国外に転出した場合は、応援手当の対象となります。

Q3. 死亡した児童は対象になるの？

A. 令和7年9月分（令和7年9月中に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の対象児童は、応援手当の対象となります。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童については、児童が死亡する前に応援手当の申請をした場合は、応援手当の対象となります。

【支給額】

Q4. 今後の児童手当に上乗せして支給されるの？

A. 応援手当は児童手当の上乗せではありません。対象児童1人につき、1回限りの支給となります。

【支給対象者】

Q5. 支給対象者が転入・転出した場合、どの市町村から支給されるの？

A. 令和7年9月分の児童手当を支給した市町村から、応援手当を支給します。

令和7年9月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童分の応援手当は、対象児童が生まれた月の「翌月分の児童手当を支給する市町村」から支給します。

<例>

令和7年10月1日にA市から富山市に2人の子と転入した後、新たに子が生まれた。

→2人の子の応援手当はA市から支給、新たに生まれた子は富山市から支給。

Q6. 児童手当の受給者と別の者(配偶者等)が応援手当を受給することはできるの？

A. できません。死亡、離婚等でない限り、児童手当の受給者に応援手当を支給します。

Q7. 支給対象者が国外に転出した場合はどうなるの？

A. 支給対象者が国外に転出した場合でも、支給の対象となります。

令和8年1月13日時点で富山市に登録されている児童手当の支給口座へ振り込みます。

なお、国外転出により当該口座が解約されている場合は、支給対象者名義の別の口座への支給となりますので、口座変更の手続きが必要となります。

Q8. 支給対象者が死亡した場合はどうなるの？

A. 応援手当の支給前に死亡した場合は、支給対象者が死亡した月の「翌月分の児童手当の支給を受ける方」が応援手当の支給対象者となります。

Q9. 離婚（離婚調停など含む）した場合、支給対象者はどうなるの？

A. 令和7年9月1日から令和8年3月31日までに離婚（離婚調停などを含む）により、児童手当の受給者を変更した場合、変更後の受給者が支給対象者となります（要申請）。ただし、変更後の受給者が前配偶者から応援手当を既に受け取っている場合などは、支給の対象となりません。

※富山市で父母両方の児童手当の支給状況を確認できる場合は申請不要で支給します。

Q10. 所得の制限はあるの？

A. ありません。

Q11. 児童手当の対象児童がいるが、児童手当の制度を知らず児童手当の申請をしていなかった。これから児童手当を申請したら、応援手当は受給できるの？

A. 児童手当と応援手当の両方の申請を行えば、受給できます。

児童手当の制度を知らずに申請されていなかった方は、本文に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

※児童手当は、令和6年10月の制度改正で、対象児童が高校生年代までに拡大し、所得制限も撤廃されました。

Q12. 児童が施設に入所・退所している場合はどうなるの？

A. 入所・退所の時期により、施設（施設が管理している児童の口座）への支給となります。

ご不明な点があれば、本文に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。